

新旧対照表

現行

(2) 臨床研究等を審査する委員会の委員

導入教育研修要件	<p>臨床研究等を審査する委員会の審査等業務開始から3か月以内に、臨床研究 e-learning システム (CROCO) の規定するコースを受講すること。</p> <p>なお、同等程度の教育研修の記録を委員会事務局へ示すことにより、導入教育研修を受講したものとすることができる。</p>
継続教育研修要件	<p>年度毎に、臨床研究 e-learning システム (CROCO) の規定するコースの更新編を受講すること。</p> <p>なお、同等程度の教育研修の記録を委員会事務局へ示すことにより、継続教育研修を受講したものとすることができる。</p>
要件を満たさない場合の対応	<p>委員会事務局は、臨床研究等を審査する委員会の委員が教育研修要件を満たしていることを確認する。</p> <p>臨床研究等を審査する委員会の委員の教育研修の受講記録は、臨床研究総括委員会に諮られ、委員として適格性に欠く場合、退任となる。</p>

改訂案

(2) 臨床研究等を審査する委員会の委員

導入教育研修要件	<p>臨床研究等を審査する委員会の審査等業務開始から3か月以内に、臨床研究 e-learning システム (CROCO) の規定するコースを受講すること。</p> <p>なお、同等程度の教育研修の記録を委員会事務局へ示すことにより、導入教育研修を受講したものとすることができる。</p> <p style="color: red;">ただし、知識、経験等があると判断される場合は、その限りでない。</p>
継続教育研修要件	<p style="color: red;">委員会の指定する教育研修を受講すること。</p> <p>なお、同等程度の教育研修の記録を委員会事務局へ示すことにより、継続教育研修を受講したものとすることができる。</p> <p style="color: red;">ただし、知識、経験等があると判断される場合は、その限りでない。</p>
要件を満たさない場合の対応	<p>委員会事務局は、臨床研究等を審査する委員会の委員が教育研修要件を満たしていることを確認する。</p> <p>臨床研究等を審査する委員会の委員の教育研修の受講記録は、臨床研究総括委員会に諮られ、委員として適格性に欠く場合、退任となる。</p>